

置戸町社会福祉協議会役員報酬規程

(平成24年 3月29日制定)
改正 平成29年3月24日

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人置戸町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(報酬の額)

第2条 役員のうち、会長、副会長、常任理事、監事に対して、報酬を支給する。

2 前項に掲げる者の報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 月額 50,000円
- (2) 副会長 月額 30,000円
- (3) 常任理事 月額 30,000円
- (4) 監 事 月額 10,000円

(報酬の支給方法)

第3条 役員報酬は、職員の給与の支給日の例により支給する。

2 新たに役員になった者、辞職、任期満了、死亡等により役員でなくなったときは、その日から日割りをもって計算した額とする。

3 第2項の規定により日割りを要するときは、その月の暦日数を基礎として計算する。

(公 表)

第4条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。